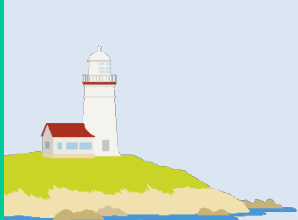


公益認定等委員会だより



「立入検査の考え方」(平成21年12月24日)を踏まえ、平成26年度から立入検査の実施を本格化させているところです。先月号で紹介しました法人運営における留意事項の後編として、今回は「業務運営・手続き関係」と「財務・会計関係」について掲載しますので御覧ください。
(関連記事2～4ページ)



公益法人の活動紹介
45

パネルディスカッションの様子

米国調査(ロスアンジェルス)

※詳しくはP.5を御覧ください。

目次

- P.2 法人運営における留意事項
～立入検査における主な指摘事項を踏まえて(後編)～
- P.5 公益法人の活動紹介
「公益財団法人食の安全・安心財団」
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ

■公益財団法人

食の安全・安心財団

食の安全・安心にかかわるリスクコミュニケーションの促進および、食の安全・安心にかかわる情報収集・情報提供を主な目的とした事業に取り組んでいます。

6月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	782	106	1,011
	財 団	1,583	302	940
都道府県	社 団	3,328	99	5,281
	財 団	3,688	401	3,172
合 計		9,381	908	10,404

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年6月30日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府

法人運営における留意事項

～立入検査における主な指摘事項を踏まえて(後編)～



今回は、「業務運営・手続関係」と「財務・会計関係」について、今後の法人運営の参考となる事項を取りまとめました。



1. 変更認定申請・変更届出の懈怠

事例1. 「変更認定申請」が必要なことが判明した主な例

- ① 公益認定を受けた事業を実施していない(今後も実施の見込みなし)
- ② 既存の事業に含まれない事業を新たに実施していた

事例2. 「変更届出」が必要なことが判明した主な例

- ① 役員の変更に関するもの(選任・退任等)
- ② 役員報酬の支給基準の変更
- ③ 事務所所在地の変更に関するもの

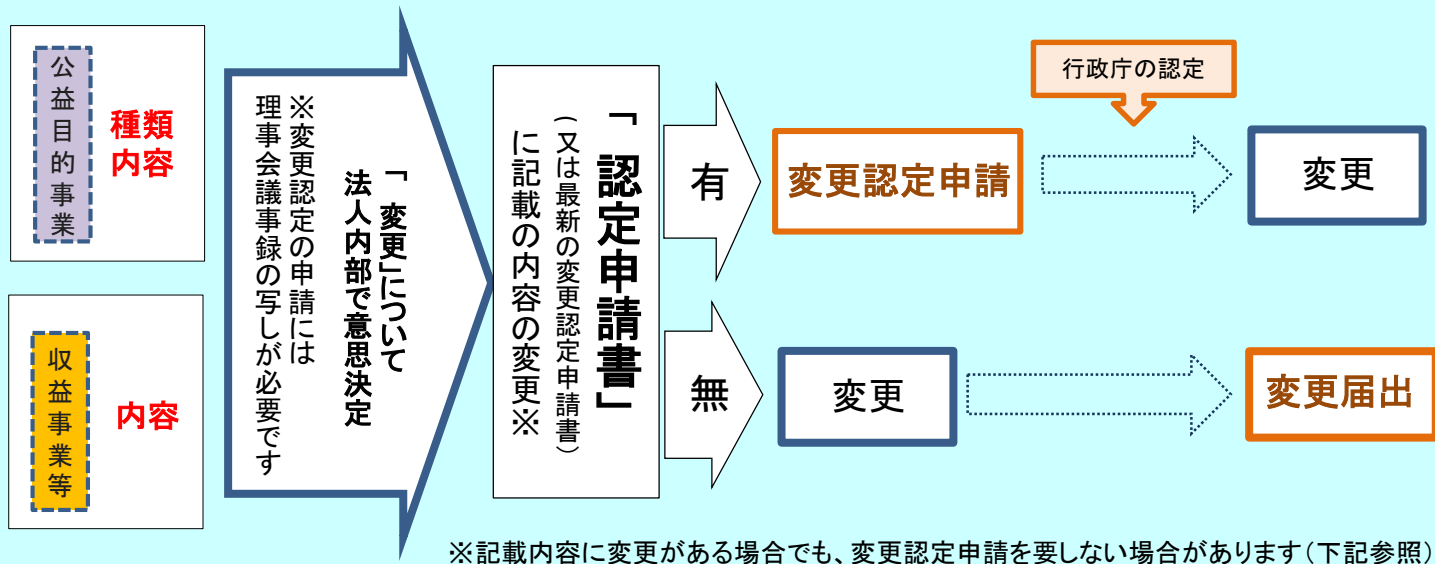
解説

認定法第11条に該当する変更を行う場合には、事前に行政庁に対し変更認定申請を行い、その認定を受ける必要があります。

また、認定法第13条に該当する変更を行った場合には、変更後遅滞なく行政庁に変更の届出をする必要があります。



一般的な事業内容の変更手続の流れ



「変更認定申請」と「変更届出」の判断のポイント

公益法人は、認定申請書に基づき公益認定を受けていますので、事業内容の変更に当たっては、申請書の記載事項の変更を伴うかどうか「変更認定」の要否の判断基準の一つになります。記載内容に変更がある場合は、公益認定基準適合性について確認するため、「変更認定申請」が必要になります。

一方、公益目的事業の内容の変更の場合において、事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、認定申請書に参考情報として記載されているにすぎない事項の変更と考えられる場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものとして、「変更届出」を行うこととなります。





事例からの判断のポイント



- ✓ 既存の公益目的事業(事業番号)を統合・再編・廃止する場合や、新たに事業番号を付して事業を追加する場合、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分を異にする事業を新たに追加する場合などは、改めて公益性の判断をする必要があるため、「変更認定」の申請が必要になります。
- ✓ 収益事業等の内容に係る変更の場合、公益目的事業の実施に支障が出ないか、公益目的事業比率が50%を割り込むことはないか、法人の財務基盤に影響はないかなど公益認定基準適合性を確認するため、「変更認定」の申請が必要になります。
- ✓ 公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所に変更がある場合、行政庁の変更を伴うときは「変更認定」の申請、行政庁の変更を伴わないときは変更届出が必要になります。
- ✓ 代表理事が複数名いる場合であって、変更となる代表理事が、認定法上の「代表者」として認定申請書に記載されている場合には、変更届出が必要です。変更となる代表理事が認定法上の「代表者」ではない場合であっても、当該代表理事の変更が理事の変更を伴う場合には、変更届出の対象となります。
- ✓ 事業の日程、財務数値など運用上変動することが想定される事項については、事業内容の変更には当たらず、変更認定の申請及び変更届出を要しません。

【その他の参考事項】

- 行政庁の変更を伴う変更認定申請書は、旧行政庁に提出してください(認定法第12条第1項)。
- 変更認定申請書や変更届出書には、添付書類が必要となります。
(認定法施行規則第8条及び第11条)。



変更の内容により提出書類が異なりますので詳細は公益法人information内「公益法人の皆様へ」に掲示の「変更認定申請・変更届出、定期提出書類に関する事項」の各種申請様式と手引きを確認ください。



《主な添付書類》

- ① 公益認定申請書に添付した書類のうち、変更に係るもの
- ② 当該変更を決議した理事会の議事録の写し
- ③ 当該変更が合併又は事業の譲渡に伴う変更である場合はその契約書の写し
- ④ その他、行政庁が必要と認める書類等

(※変更届では①、変更認定申請については①から④が添付書類となります。)



2 事業運営、書類備置き等の不備

事例3. 事業運営の実態が明らかでない

- ① 公益目的事業に係る合議機関を設置しているが、当該機関に係る諸規則が事業運営の実態と整合していない部分があった
- ② 資格付与事業を実施しているが、審査に関与する者の専門性を合理的に説明できない

事例4. 財産目録等の備置き及び閲覧の不備

- ① 役員報酬規程、財務諸表の注記、附属明細書等について備え置いていない
- ② HP上で貸借対照表等を公告しているが、旧データのまま更新していない



解説

認定法第21条により、公益法人は、毎事業年度の事業計画書、事業報告等について、広く一般の閲覧に供することとなっています。法人法第129条第3項(同法第199条において準用する場合を含む)による計算書類等の閲覧等が、法人関係者である社員、評議員及び債権者を請求主体としている一方で、認定法に基づく上記の閲覧は、「何人も」請求できる制度となっている点に留意ください。



3 財務・会計関係の留意事項

事例5. 会計処理について

- ① 役員報酬規程では無報酬と規定しているが、実際には理事会等の出席に際し、報酬に該当する一定額を支給していた
- ② 実費相当の費用としての積算根拠が明らかでない一定額を、交通費や通信費の名目で支給していた
- ③ 財務諸表の勘定科目名を誤って使用していた



〇財産管理体制について

認定基準の一つとして、公益法人は公益目的事業を実施するために必要な「経理的基礎」を有することが求められます。これは、継続的・安定的な公益目的事業の実施を担保することを趣旨とするもので、具体的には、「経理処理・財産管理の適正性」が求められています。(「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」I 2. を参照)



★解決アドバイス

- 鍵のかかる金庫(手提げ金庫等を含む)を使用し、鍵の管理者と経理担当者を別にする
- 定期的に出納帳と金庫残高、預金残高の照合、証書類の確認を徹底する
- 内部統制に関するルールについて支部長や理事等の管理者の意識改革が必要、異常点は徹底して原因分析をする



「公益法人information」内【公益法人の皆様へ】に、各種資料・パンフレットを掲載しています



①公益法人の皆様へ



公益法人・移行法人の運営について

公益法人・移行法人の運営について

制度の趣旨を解説するなど、公益法人が自律的な法人運営を行うために役立つ資料を掲載しています。

➢ 公益法人の各種機関の役割と責任(PDF/375KB:新しいウィンドウが開きます)

理事・理事会、監事、評議員・評議員会などの役割と責任をまとめて

➢ 移行後の新しいウィンドウが開きます)

公益法人・移行法人の業務運営の留意事項、行政庁の監理のルールなどをまとめています。

➢ 法人の財産管理について(PDF/986KB:新しいウィンドウが開きます)

実際に起こった事例を基に適正な財産管理のポイントを解説しています。

法人の財産管理について

変更認定申請・変更届出、定期提出書類に関する事項

変更認定申請・変更届出、定期提出書類に関する事項

➢ 各種申請様式と手引き

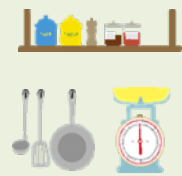
行政庁による監督

➢ 監督の基本的考え方(PDF/140KB:新しいウィンドウが開きます)

➢ 公益法人・移行法人の業務運営の留意事項、行政庁の監理のルールなどをまとめています。

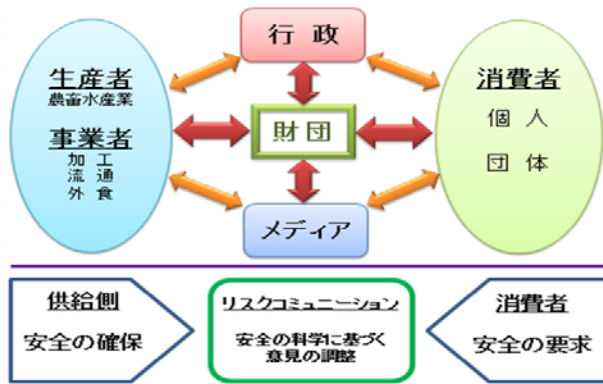
➢ 立入検査の考え方(PDF/140KB:新しいウィンドウが開きます)

各種申請様式と手引き



1 財団の目標と活動の基本

消費者に安全な食品を提供することは、食品の供給に携わるすべての関係者の責務です。食を巡っては、BSE、鳥インフルエンザや食中毒、さらには偽装表示や異物混入など、食の安全・安心にかかわる諸問題が相次ぎ、食に関わる企業には厳格な品質管理とコンプライアンスの向上による消費者の信頼確保が強く求められています。



食品安全体制の確立を促すとともに資源・環境面の社会コストを最小限に導くためには、消費者、生産者、事業者をはじめ、行政、研究者、メディア等、食にかかわるすべてのステークホルダー(利害関係者)が連携し、「食の安全を守る」という目的を共有して、お互いに信頼関係をもとに協力することが大切です。

財団は、活動の目標をステークホルダー間の異なる立場・意見の調整を行うこととし、その活動の中心を「リスクコミュニケーションの研究と実施」としています。

2 財団の主な活動

(1) 意見交換会の開催

行政は科学を基礎とした考え方に立って食品の安全を確保するためのルールを設け、食品を供給する生産者、事業者はルールを遵守することによって食品の安全を守ることになります。これに対して、食品を消費する側の消費者の要求は絶対的な安全に傾きがちになります。しかし絶対安全を実現することは、技術的にも経済的にもきわめて困難であり、安全の科学的視点からも課題や問題が多いことも指摘されています。この立場の違いが食に対する消費者の信頼や安心を妨げていることから、その解決に向け、テーマを定めた大規模な意見交換会を幅広い関係者の参加を得て実施しています。



中国調査団との意見交換の様子



意見交換の内容を記録した財団出版物

東日本大震災による原子力発電所の事故は、広範囲の地域が放射能に汚染されるという深刻な事態を招き、東北の農産物が消費者に風評的な不安を与えることになりました。こうした事態においては、何よりも科学的根拠に基づく冷静な判断と対応が求められ、財団では、食と放射能をテーマに震災直後から9回にわたり意見交換会を開催しました。

このほか、食品表示、フードディフェンス、食中毒、食品アレルギー等、その時々を巡る課題をテーマに食のリスクにかかわる関係者が一堂に会した意見交換会をタイムリーに実施しています。



パネルディスカッションの様子

(2) メディアとの情報交換

食の諸問題を巡っては、供給する側と消費する側の意見が異なり、時に対立する場合があります。この意見の調整にメディアは大きな役割を果たしており、食の安全・安心にかかわる課題について報道に従事する関係者の理解を得ることは極めて重要です。財団では、BSE問題、中国産食材の安全性、食品への異物混入等、その時々を巡る課題についてメディア関係者と情報を交換する会を開いています。



メディアとの情報交換会



会場での意見交換の様子



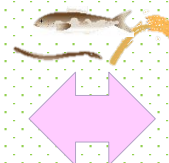
生産者との交流会



消費者とのバス見学会

(3) 消費者・生産者との交流

食に対する消費者の信頼を得るためには、消費者、生産者と両者を繋ぐ事業者それぞれの理解が不可欠です。財団では、工場見学会等による食品加工の現場の紹介や、こだわりの食材を供給している生産者の情報提供を通じて、消費者・生産者との交流を推進しています。





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。7月の予定は下記のとおりです。

- ◆7月15日(水) 京都府で開催予定(申込受付中)
- ◆7月23日(木) 東京都で開催予定(近日案内開始)
- ◆7月29日(水) 宮城県で開催予定(近日案内開始)

(※詳細は「公益法人information」で近日案内開始。)

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■「公益法人の役員等の役割と責任」《7月21日(火)開催予定》

新たに選任された公益法人の役員等の方々を主な対象に、役員等の義務や業務執行上の留意事項等について解説します。

- 詳細が定まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ 内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、83法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

ここをクリック

労働福祉

検索したい分野をクリック

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 : 03-5403-9524

e-mail : koeki-info@cao.go.jp

